（様式第 54 号）

第　　号

年　　月　　日

農　林　水　産　部　長　　様

農　業　事　務　所　長

違反転用事案に係る是正指導について

年　　月　　日付け第　　号により送付した事案について、下記のとおり是正指導しておりますが、違反転用者は指導に従わず、農地に復旧する意思も認められません。

したがって、農地法第 51 条の規定による処分（原状回復命令等）を行うこともやむを得ないものと認められますので報告します。

記

１　指導経過

２　現在の状況

３　他法令の関係